

## <参考> 景観法の概要

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

### 基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

### 景観行政団体(\*)による景観計画の作成

(\*)都道府県、政令市、中核市、及び都道府県知事と協議・同意した市町村 住民やNPO法人による提案が可能。



#### 景観計画の区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・一定の場合は変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

#### 景観協議会

行政と住民等が協働して取組む場



[オープンカフェの取組例]

#### 景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

[商店街での取組イメージ]



#### 景 観 地 区

(都市計画)

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての総合規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能



[まちなみイメージ]

#### 景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

[イメージ]



#### 景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

景観の支援

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携